



ちがさ舞臺 波の精霊
えぼし麻呂 & ミーナ

茅ヶ崎市

保育所等 ハンドブック



★このハンドブックは、お子さんが利用する保育所等を選ぶ時の参考にしていただくためのものです。

★詳しい内容や最新の情報は、市のホームページや保育所等のしおりをご確認ください。

スマホやタブレットで読めます。デジタルブック



- 文字サイズ拡大、自動音声読上げ
 - 英語で読める・聞ける(音声読上げ対応)
- 【Automatic Translation】 英語 (English)

こども育成部 保育課

住所 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1

電話 0467-82-1111 (代表)

施設の選択 ~あなたに合った施設選び~

保護者の希望や就労状況

- 私もパートナーも働いている、18時頃にならないと迎えに行けない…夏休みも仕事…
- 自分が病気で育児ができず困っている…



利用先

- 保育所
- 地域型保育事業
- 認定こども園(保育所部分)
- 認可外保育施設

- 仕事をしていた保育園に預けたいけど、まだ小さくて、人数が多い保育園は不安…
- 3歳からは幼稚園も考えようかな…



- 地域型保育事業



- 週に2回くらい、短い時間(月6時間未満)で、ちょっとだけ働こうかな…



- 幼稚園
- 認定こども園(幼稚園部分)
- 一時預かり
- ファミリー・サポート・センター
- 認可外保育施設

- 3歳からは集団生活で協調性・自立心を身につけてほしい!



働いていない
又は
短時間就労

- 幼稚園
- 認定こども園(幼稚園部分)
※預かり保育を利用できる施設もあります。

働いている

- 保育所
- 認定こども園(保育所部分)

- 毎日の子育てでヘトヘト、ちょっと息抜きしたい…
- 急な用事のときに預かってくれる人はいないかしら…



- 一時預かり
- ファミリー・サポート・センター
- 認可外保育施設



お仕事を探している場合は、どういう働き方にするか考えてみましょう

施設(サービス)の種類と特徴



施設種類	特徴		
認可保育所等	保育所	<ul style="list-style-type: none"> ★就労、疾病等により家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行い、健全な心身の発達を図ることを目的とした児童福祉施設 ★対象は0歳から就学前(施設による) 	P4・P5参照
	認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ★幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設 ★保育所部分の利用については、保育所と同様の入所条件を満たす必要があります ★対象は3歳から就学前(施設により保育所部分は0歳から就学前) ★預かり保育を実施している園もあります 	保育所部分 P4・P5参照 幼稚園部分 P6参照
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ★就労、疾病等により家庭で保育のできない保護者に代わって、少人数を対象に保育を行う施設 ★対象は2歳クラスまで。3歳クラス以降の「連携園」が設定されている施設もあります 	
	小規模保育	<ul style="list-style-type: none"> ★少人数(6~19名)を対象にきめ細やかな保育を行う施設 	P4・P5参照
	事業所内保育	<ul style="list-style-type: none"> ★会社の保育施設等で、従業員の皆さんと地域で保育を必要とするお子さんを対象に保育を行う施設 	
その他主な預かりの施設やサービス	家庭的保育	<ul style="list-style-type: none"> ★家庭的保育者が、自宅などで少人数(3~5名)を対象に家庭的な雰囲気のもとで保育を行う施設 	
	幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ★就労等の保護者の条件に関係なく利用できる幼児教育を目的とした施設 ★教育時間前後や休暇中の預かり保育を実施している園もあります ★対象は3歳から就学前 	
	企業主導型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ★企業の従業員が利用できる保育施設 ★地域枠(従業員以外の枠)が設定されている施設もあります 	
	認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ★都道府県への届出が義務づけられた保育施設 	
	一時預かり	<ul style="list-style-type: none"> ★一時的に保育が必要となる場合や、育児疲れ、私的な理由で一時的に保育が必要となる場合にお子さんをお預かりする事業 	
ファミリー・サポート・センター	<ul style="list-style-type: none"> ★お子さんを預けたい方(依頼会員)と預かることができる方(支援会員)を登録し、アドバイザーが会員間の紹介を行う地域での助け合い事業 		
病後児保育	<ul style="list-style-type: none"> ★病気の回復期であり、集団保育および家庭での保育が困難なお子さんをお預かりする事業 		
休日保育	<ul style="list-style-type: none"> ★休日(日曜・祝日)および年末に保護者が仕事をし、お子さんを保育できない場合に、市内認可保育所等に在園しているお子さんをお預かりする事業 		



施設を利用するための認定



お子さんの年齢や利用する施設、保育の必要性などによって3つの区分に認定されます。

利用先

- 保育所
- 認定こども園(保育所部分)

2号認定

満3歳以上で保護者の就労や、疾病等により保育を必要とする子ども

利用先

- 保育所
- 認定こども園(保育所部分)
- 地域型保育事業

3号認定

満3歳未満で保護者の就労や、疾病等により保育を必要とする子ども

利用先

- 幼稚園
- 認定こども園(幼稚園部分)

1号認定

満3歳以上(2号認定を除く)

保育所等(2・3号認定)をご利用になる場合

入所の条件(保育の必要性)

保護者のいずれもが、次に掲げる事由のいずれかに該当することにより、常時(月64時間以上)お子さんの保育ができないと認められる場合です。



保育が必要な事由

利用可能期間

就労	月64時間以上の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む。	就労している期間
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	2か月
妊娠・出産	妊娠中、または出産後間もない場合	出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日を含む月の初日から、出産日の8週間後の日を含む月の末日まで
保護者の疾病・障害	保護者が疾病や、障害で保育ができない場合	療養を必要としなくなった月の末日まで
介護・看護(同居)	親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護している場合	看護・介護等を必要としなくなった月の末日まで
災害復旧	保護者が災害復旧にあたり、保育ができない場合	災害復旧が完了した日まで
就学・職業訓練校等に通っている	学校教育法に規定する学校や職業訓練校に在学している場合	通学期間中
虐待・DVのおそれがある	虐待やDVで保育が必要になる場合	保育が必要と認められる期間
その他	上記に類する状態として市が認める場合	

利用手続き ~入所までの流れ~

申込みの流れ

申込み認定申請

市に利用希望の申込みをします。(希望する施設名などを記載)
※申請書は保育課窓口で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

市役所の保育課に
持ってきてね



入所調整

申請者の希望、保育所等の状況に応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、市が入所調整をします。

入所

利用先の決定後、入所となります。
後日、市から「2・3号認定」の認定通知書が送付されます。
※入れなかった場合は待機となります。

重要!

まずは希望する施設の申込期間の確認を!

利用手続きを行うための必要書類の用意など、計画的に準備を進めましょう。
申込み前に保育所等の見学もおきましょう。(P8参照)



▶4月入所の場合

前年の秋頃に申込みを受け付けます。受付期間等の詳細は、広報紙や市ホームページ等でお知らせします。

▶4月以外の入所の場合

入所希望月の前月の10日(土・日曜、祝日の場合は直前の平日)まで申込みを受け付けます。



利用時間(保育必要量)

※利用は原則として保育が必要な場合に限られます。例えば、保育が必要な事由が就労の場合、ご自宅等で保育ができる時(仕事が休みの日等)は、原則、お子さんを預けることはできません。

保育が必要な時間によって、次のいずれかに区分されます。

保育標準時間(1日あたり11時間まで)

例 就労の場合
就労時間が月120時間以上の方が対象
※月120時間のめやす: 週5日、1日6時間

保育短時間(1日あたり8時間まで)

例 就労の場合
就労時間が月64時間以上120時間未満の方が対象
※月64時間のめやす: 週4日、1日4時間

保育時間の一例

※開所時間・閉所時間や延長保育の料金設定は施設により異なります。



幼稚園・認定こども園(1号認定)をご利用になる場合

★利用手続き ～入園までの流れ～

申込みの流れ



申込み 施設に直接申込みます。申込み時期や願書の配布等については、各施設に確認してください。

内定(選考) 施設から入園の内定を受けます。施設が定めた方法による選考が行われます。

認定申請 利用のための認定を申請します。後日、市から「1号認定」の認定通知書が送付されます。

費用について(1~3号認定)

1 保育料(利用者負担額)

1号認定
(満3歳以上)

0円/月

2号認定
(3歳クラス以上)

0円/月

3号認定

(0~2歳クラス)

※年度途中で3歳になっても、年度中は3号認定(0~2歳児)の額です。

世帯の市民税額により算定

●保育料は、児童の年齢や保護者の市民税所得割課税額等を基に算定します。公立私立を問わず、共通料金です。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度市民税により算定						当年度市民税により算定					

2 延長保育・預かり保育利用料(時間外保育)【※利用者のみ】

●利用料は保護者が施設に納めます。金額は施設ごとに異なります。詳細は各施設にお問合せください。

3 給食費

- 給食費(主食費・副食費)は保護者のご負担となります。ただし副食(おかず等)の費用が免除される場合があります。
- 3号認定(0歳~2歳クラス)の給食費は、保育料に含まれています。

4 実費ほか

●保育料(利用者負担額)の他に日用品費、行事代、バス利用代などの費用がかかることがあります。詳細は各施設にお問合せください。



幼児教育・保育の無償化

幼稚園・保育所等を利用する3~5歳クラス等のお子さんの利用料が無償化されました。

🌱幼稚園・認定こども園、認可保育所等

- ▶3歳クラスから5歳クラスのすべてのお子さんの利用料が無償化
- ▶0歳クラスから2歳クラスのお子さんは、市民税非課税世帯が無償化

- 私学助成幼稚園については、月額25,700円まで無償となります。
- 幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)については、満3歳から無償化の対象となります。



🌱認可外保育施設等※1

▶保育の必要性の認定のある、3歳クラスから5歳クラスまでのお子さんで保育所等※2を利用していない場合、利用料が月額37,000円まで無償化

●0歳クラスから2歳クラスまでの市民税非課税世帯のお子さんは、月額42,000円まで利用料が無償化

※1 届出済の認可外保育施設(ベビーシッターを含む)、一時預かり、病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業

※2 認可保育所等、一定基準(平日8時間かつ年間200日)以上の預かり保育を実施している幼稚園もしくは認定こども園、企業主導型保育事業

🌱幼稚園・認定こども園の預かり保育

▶保育の必要性の認定のある、3歳クラスから5歳クラスまでのお子さんの利用料が、日額450円、月額11,300円まで無償化

●満3歳(3歳になった日から次の3月31日まで)の市民税非課税世帯は、月額16,300円まで無償化

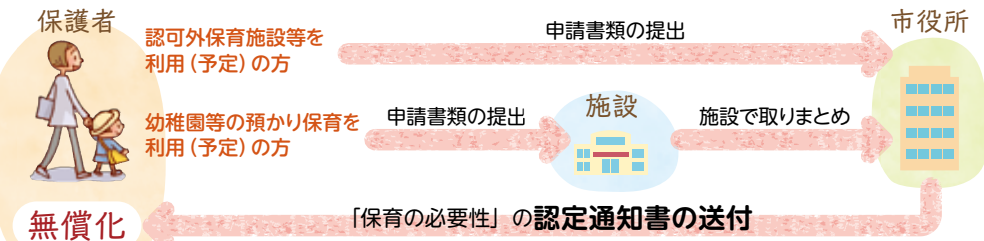
🌱企業主導型保育事業

●3歳クラスから5歳クラス及び市民税非課税世帯の0歳クラスから2歳クラスのお子さんの標準的な利用料が無償化



★「保育の必要性」の認定申請手続き

保育の必要性※3がある方は、対象施設やサービスの利用開始前に「保育の必要性」の認定申請をする必要があります。申請書類や申請先、期日などは、市の窓口やホームページ等でご案内しています。



※3 就労等の理由により、月64時間以上保護者が児童を保育することが困難であること(保育所等の保育が必要な事由と同等)

重要!

保育所等を選ぶときは、事前に必ず見学を!

長ければ6年間、大切なお子さんを預けることになる施設です。必ず自分の目で確認しましょう。

保育所等までの ルート

ご自宅や職場からの
送り迎えは
無理なく通える
でしょうか

見学の チェックポイント

保育中の様子

保育所等で過ごしている
お子さんの様子を
みてみましょう
(園庭はあるか)

アレルギー対応等

アレルギー等の
対応について
確認しましょう
(食事・服薬・発達のことなど)

保育の方針

保育の方針や
利用する際の注意点
などを聞いて
みましょう

駐車場・駐輪場

どのような方法で
送迎できるか
駐車場の有無などを
確認しましょう

保育所等の見学を行う際は、
事前に連絡し予約をしてください

保育コンシェルジュにご相談ください

茅ヶ崎市には保育コンシェルジュがいます。
保育に関するご質問や不安など、
保育所等についてお困りのことがありましたら、
お気軽にご相談ください。

